

京都市障害児通所支援事業所公募要領 (令和5年4月～9月開所分)

1 公募の趣旨

京都市では事業所の地域偏在の解消に向けて、サービス供給量が必要量の見込みを上回る場合に新規の事業所の指定を行わない、総量規制を実施しております。

放課後等デイサービスについては、総量規制の対象とならない区・支所は、第2期障害児福祉計画に定める各年度の必要量の見込みから指定必要量を設定し、公募を行います。

2 公募内容

(1) 公募を行うサービス

放課後等デイサービス

(主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスを除く。)

(2) 公募対象区・支所及び指定必要量

障害児福祉計画の最終年度である令和8年度の必要量の見込みに到達している区・支所については総量規制の対象となります。総量規制の対象とならない区・支所については、以下のとおり、令和5年4月～9月開所分の公募を行います。

	左京区	東山区	山科区	下京区	西京区
指定必要量（人日※1）	219	23	18	373	13
(参考)事業所数 ※2	1	1	1	2	1

※1 1箇月当たりの人日

※2 事業所の定員を10名とした場合の参考値

10名×25日（1月の営業日）=250人日

(3) 公募の対象者

法人であり、かつ、京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定める者

(4) 開所時期

令和5年4月1日～9月30日

3 応募手続

応募を希望する事業者は、以下のとおり講習会の受講、事前相談を行った後、必要書類を御提出ください。

(1) 講習会

放課後等デイサービスの公募申込を予定している事業者を対象に、申請書類に関する説明及び放課後等デイサービスの制度を正しく理解いただくことを目的とした講習会を実施いたします。

なお、本講習会を受講されなかった場合、今回の公募での申込を行うことはできませんので御注意ください。

ア 講習会日時

令和4年12月27日（火） 午前9時～12時

イ 講習会会場

京都市子ども若者はぐくみ局会議室

（京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル6階）

ウ 申込方法

別紙1（講習会）の講習会申込書に必要事項を記載の上、メールにて子ども家庭支援課発達支援担当まで御提出ください。

アドレス：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp

※ 件名の最初に【放課後等デイサービス公募講習会】と記入してください。

※ メール以外での受付は行いません。

エ 申込期限

令和4年12月20日（火）午後5時必着

オ 注意事項

- 別紙2（講習会）のとおり「新型コロナウィルス感染症拡大防止ガイドライン」に基づく感染対策を行った上、参加者は1事業者につき1名とします。代表者や管理者等、事業内容を把握し、決定権限を持っている方がお越しください。
- 研修当日、受付において別紙3（講習会）の「新型コロナウィルス感染症対策チェックシート」を御提出ください。また、受付において健康状態の確認と検温を行いますので、御協力願います。

(2) 事前相談

ア 事前相談に必要な書類

- ・ 障害児通所支援事業所等開設事前相談票
- ・ 開設予定地の地図
- ・ 物件の平面図（面積基準を満たしているかどうか確認します。）
- ・ 検査済証、確認済証、建築計画概要書などの写し（耐震基準を満たしているかどうか確認します。）

イ 注意事項

- 事前相談は予約制となっています。お越しになる際には、必ず事前に電話で予約をお願いします。予約なく来庁された場合、対応できかねますので御了承ください。
- 事前相談については、申込者と対面のうえ、協議を行います。代表者や管理者等、事業内容を把握し、決定権限を持っている方がお越しください。
物件については、児童福祉法に定められる設備基準に加え、耐震基準、消防法及びバリアフリー条例に適合している必要がありますので、新築、増改築、賃貸借契約等を行う前に御相談ください。
- 事前相談では、物件の確認及び選定までの手順や必要書類について御説明します。児童福祉法及び同法に基づく基準等をあらかじめ御確認のうえ、お越しいただきますようお願いします。

(3) 公募申込提出書類

ア 提出書類

別紙1の京都市障害児通所支援事業所公募申込書類一覧に記載する書類を、ファイルに綴じて提出してください。

イ 提出場所

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
発達支援担当

(京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階)
電話番号：075-746-7625

ウ 提出方法

事前に日程調整を行ったうえ、持参により提出してください。（郵送不可）

エ 提出期限

令和5年2月10日（金）午後5時必着

4 事業者の選定

(1) 選定方法

指定必要量を上回る応募があった行政区については、下記ア、イによる審査を実施し、合計点数が上位となった事業者を選定します。

応募が指定必要量を下回った場合は、応募のあった全ての事業所を選定します。

ア 事前審査

選定基準のうち客観項目（審査項目1～4、5の一部及び7（別紙2の網掛け部分））による事前審査を子ども家庭支援課が実施します。

事前審査の結果、行政区ごとに上位となった3事業者について、京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会障害児通所支援事業所選定部会におけるプレゼンテーション審査を行います。

イ 選定部会

事業者の選定に当たっては、提出書類の審査及び応募事業者によるプレゼンテーションを行い、審査項目全ての審査を行います。

※ 審査に当たっては、原則、事業内容を把握し決定権限を持っている方（管理者等）及び配置予定の児童発達支援管理責任者の参加をお願いします。

(2) 日時

ア 事前審査 令和5年2月中

イ 選定部会 令和5年3月上旬（予定）

※ 選定部会の開催が決まり次第、応募のあった事業者に御連絡します。

(3) 選定基準

事業所の選定にあたっては、別紙2の公募による放課後等デイサービス事業所選定基準に基づき、選定を行います。

(4) 選定結果の通知

令和5年3月下旬

5 公募に関する質問

公募に関する質問は、別紙3の質問票によりメールにて御質問ください。また、制度全般に関する質問は、下記の電話番号までお問い合わせください。

受付期間：令和4年12月1日（木）～令和5年1月27日（金）

対応時間：月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時
(※電話の場合)

窓 口：京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
発達支援担当

電話番号：075-746-7625

アドレス：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp

6 選定後の手続き

(1) 指定申請

選定された事業者は、選定後速やかに、指定申請書（第1号様式）及びその他必要書類（別紙4）の放課後等デイサービス事業所の指定申請に係る添付書類一覧を参照）を御提出ください。

(2) 関係法令の適合確認

事業開始にあたり、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例及び消防法への適合が必要となりますので、関係部署と協議の上、以下の書類を御提出ください。

- 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例
検査済証
- 消防法
社会福祉施設相談結果票

(3) 現地確認の実施

上記(1)及び(2)の書類が提出され、支援が行える状態に整備された後、開所予定場所の現地確認を実施します。

現地確認では、管理者及び児童発達支援管理責任者との面談や、全従業者の雇用契約書、資格証、研修修了証等の原本、各種マニュアル等の確認を行います。

(4) 処理期間

現地確認の実施から指定まで、最低2週間の処理期間をいただきます。

7 その他の留意事項

- (1) 災害等の理由を除き、開所時期が令和5年10月1日以降となる場合は、原則選定結果を取り消し、指定しません。
- (2) 事業所開設地は公募申込後に変更できません。
- (3) その他、選定後の申請内容の変更は原則認めず、選定結果を取り消します。
ただし、変更の内容が軽微である等で、京都市が認めるものについては、この限りではありません。
- (4) 虚偽その他不正な申請があった場合、選定結果を無効とします。
- (5) 本公募の選定により、土地建物関係の法令上の制限解除や、児童福祉法に基づく指定等が保障されるものではありません。
- (6) 事業計画の中止や選定されなかったことに伴う一切の損害等について、京都市は責任を負いません。
- (7) 選定後における事業の権利譲渡等は認めません。
- (8) 公募に係る申込書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(参考) 公募のスケジュール

月	公募スケジュール	
12月	12月1日(木)	公募申込受付開始 指定必要量(4~9月開所分)公表
	12月27日(火)	講習会
	1月	1月27日(金) 質問受付〆切
2月	2月10日(金)	公募申込〆切
	2月中	事前審査(指定必要量を上回る応募があった場合)
3月	3月上旬	プレゼン審査(事前審査の上位3事業者のみ)
	3月下旬	選定・結果公表